

事務局だより

第212号

令和6年1月18日発行

公益社団法人磯城郡シルバー人材センター事務局

会員数:247名(男性144名・女性103名)令和6年1月18日現在



新年のご挨拶

常務理事兼事務局長
安井 洋次



新年あけまして、おめでとございます。
会員の皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのことと存じます。

はじめに、本年、元日に発生しました能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表し、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更され、社会や経済がコロナ前の日常風景に戻ってまいりました。当センターの諸活動におきましても、コロナ前に戻りつつありますが、センターの事業実績は、前年の同時期と比較すると6%ほど減少しております。これは、屋外作業に従事する会員の減少やグループ班の解散などが大きな減少の要因となっております。

一方、派遣事業については、新規事業の獲得や派遣人員の増員等により、前年比で8%増と順調に推移いたしております。
令和六年については、喫緊の課題でもある会員不足の解消に向けた取り組みに注力し、天高く舞い昇る龍のごとく、飛翔の年となるよう、職員一同一丸となって努めてまいりたいと存じます。
引き続き、会員の皆さまにおかれましては、更なるご協力をお願い申し上げます。

最後に、磯城郡SCの益々の発展と関係各位のご健勝とご活躍を祈念し、新年の挨拶といたします。

配分金支払証明書の送付について

シルバー人材センターは、お客様から引き受けた仕事を請負、または委託の形式で受託しています。センターは、この受託した仕事を会員さんに再請負または再委託として提供しています。そのため、センターと会員、会員とお客様の間には雇用関係が発生せず、個々の会員は、税法上、個人事業者(一人親方)とみなされます。

よって、センターで得た収入(配分金)は、「雑所得」として扱われますので、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

つきましては、配分金支払証明書(令和4年12月分《R5.1.25支払》～令和5年11月分《R5.12.25支払》)を同封しますので、確定申告の際にご活用ください。

なお、配分金収入には、租税特別措置法第27条より、55万円を上限として最低必要経費が認められております。配分金収入と給与所得(派遣事業)がある場合は、給与所得控除額が受けられますが、その場合、配分金に係る上記の最低保証必要経費は、55万円から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられますので、その他の控除等につきましては、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

その他、派遣事業に就業された方は、奈良県シルバー人材センター協議会より給与支払証明書が送付されますのでご確認ください。

【計算事例】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 63万円
- ② 給与収入 18万円
- ③ 公的年金収入 130万円

《計算方法》配分金収入及び給与収入に係る計算

② 給与収入

$$180,000円 - 180,000円 = 0円…(A)$$

(給与収入) (給与所得控除) (給与収入に対する所得金額)

① 配分金収入

$$630,000円 - (550,000円 - 180,000円) = 260,000円…(B)$$

(配分金収入) (配分金に対する最低保証必要経費) (配分金に対する所得金額)

③ 公的年金収入

$$1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円…(C)$$

(公的年金収入) (公的年金等の控除額) (公的年金収入に対する所得金額)

(1) 所得控除及び所得税額

①配分金収入、②給与収入、③公的年金収入に係る所得金額

$$(A)+(B)+(C)=0円+260,000円+200,000=460,000円$$

$$460,000円 - 480,000円 = (\text{マイナスとなるので}0円)$$

(所得金額) (基礎控除) (課税所得金額)

この会員の場合、課税所得金額がなく、納税額が発生しません。